

# 第1章 基本的事項

## 1. 1 計画策定の背景

地球温暖化の進行は、私たちの社会・経済活動によって発生した大気中の温室効果ガスが原因となり、異常気象や海面の水位上昇による陸地の減少など自然の気候変化に加え、生態系にも多大な影響を与えています。こうした状況は、将来の世代に影響を及ぼすことから、世界的に取り組むべき喫緊の課題となっています。

この問題に対処するための世界規模での取組として、平成4年に「気候変動に関する国際連合枠組条約」が採択され、平成9年には先進国に対する温室効果ガスの削減目標を定めた「京都議定書」が採択されました。

### ■国の動き

平成11年4月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」を施行し、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務を明らかにするとともに、温室効果ガスの削減に向けた取組を促進するための枠組みを定めました。

また、平成22年4月に、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（以下「省エネ法」という。）を改正し、年間1,500k1以上のエネルギー（燃料・熱・電気）を使用する事業者に対し、前年比1%の削減を目標に、省エネ活動の促進を図ることとしました。

平成23年3月11日の東日本大震災の発生は、これまでの地球温暖化対策とエネルギー政策を見直す大きな契機となり、今後も環境と経済の両立を図りつつ、積極的に温室効果ガスの削減活動を推進していくこととしています。

### ■町の動き

本町では、環境配慮活動の一環として、平成15年から平成27年までISO14001に基づく環境マネジメントシステム（平成22年より自己適合宣言）を運用し、その後、行政マネジメントシステムへ移行しました。また、第五次総合計画の中では、「限りある資源を大切にし、地球温暖化防止を目指した緑あふれる環境に調和したやさしい町」の実現を目標に掲げ、各種施策を行っています。

こうした状況を踏まえ、大泉町\*自ら率先して、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するために「大泉町地球温暖化対策実行計画『事務事業編』」を策定しました。

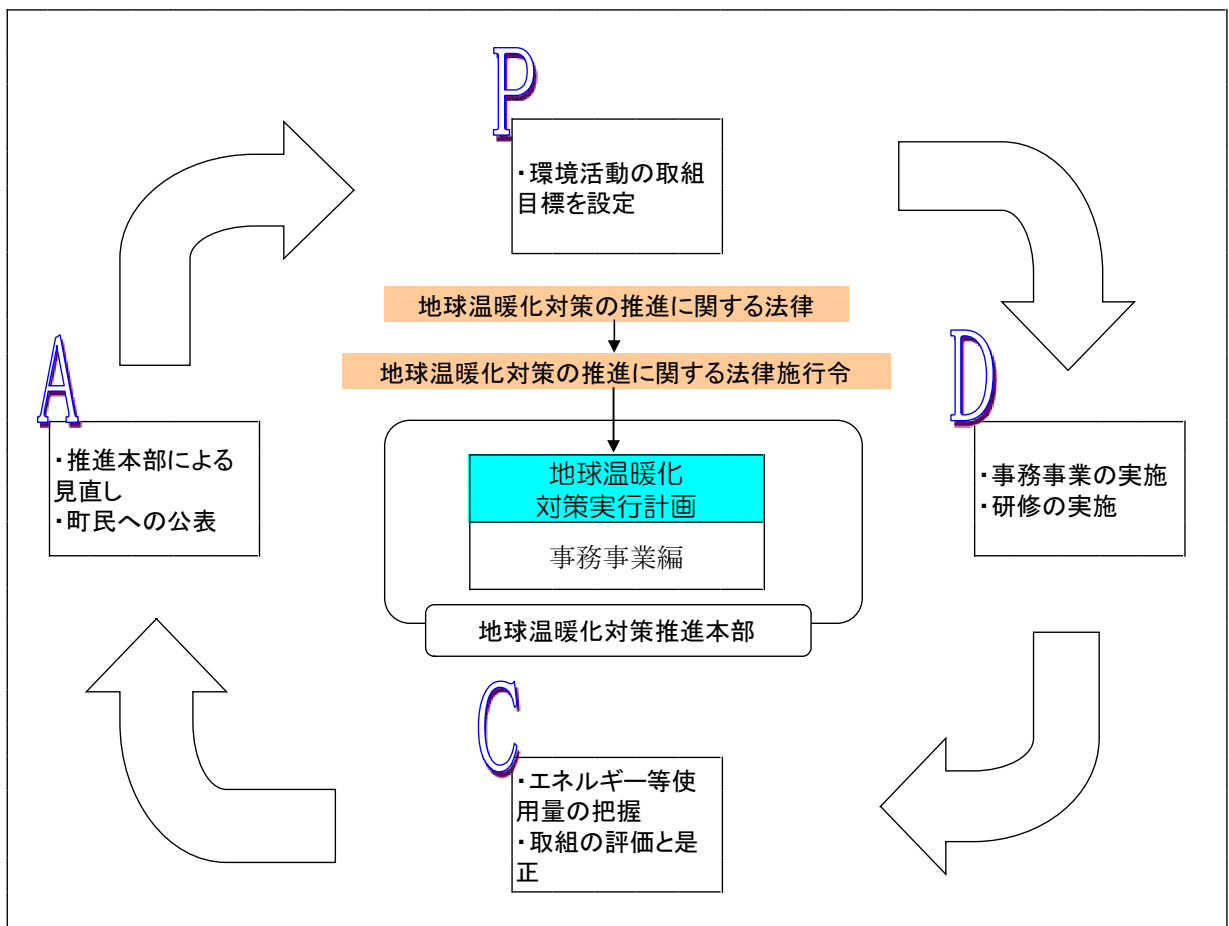
※大泉町：区域としてではなく、組織としての「大泉町役場」を意味しています。

## 1. 2 計画の目的

「大泉町地球温暖化対策実行計画『事務事業編』」（以下「本計画」という。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第21条第1項に基づき策定するもので、大泉町の事務事業に伴い発生する温室効果ガスの排出量を削減し、地球温暖化対策の推進を図ることを目的としています。

## 1. 3 計画の位置づけ

本計画は、本町の事務事業に係る温室効果ガスの排出抑制対策を具体的に実行するための計画として位置づけています。



## 1. 4 基準年度・計画期間・目標年度

基準年度\*を平成24年度とし、計画期間を平成26年度から平成30年度までの5年間とします。

目標年度については、最終年度である平成30年度とします。

なお、本計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行います。

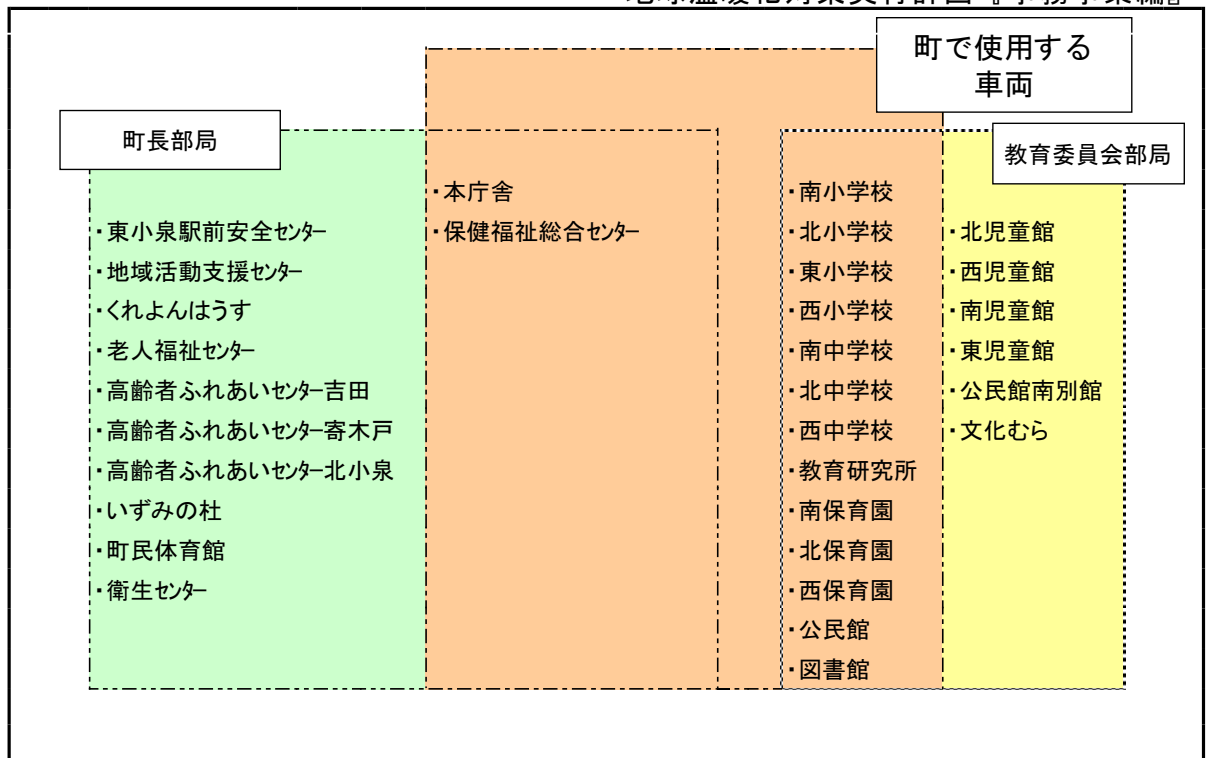
※基準年度：各年度における温室効果ガス排出量の増減を比較検討するための基準として、各地方自治体が独自に設定する年度を意味します。

## 1. 5 対象範囲

本計画は、本町が行う全ての事務事業とし、出先機関等を含めた全ての組織及び施設を対象とします。

なお、平成28年4月より、水道事業が群馬東部水道企業団へ移行となり、対象外となりました。

地球温暖化対策実行計画『事務事業編』



## 1. 6 対象とする温室効果ガス

本計画で、削減対象とする温室効果ガスは、法律で定められた7種類のガスのうち、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンの、4種類のガスとします。

なお、それ以外のパーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素については、排出がない、あるいは非常に微量であるため除きます。

(対象となる温室効果ガス)

	温室効果ガス	主な発生源
1	二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	電気の使用 化石燃料の使用
2	メタン (CH <sub>4</sub> )	自動車の走行 生活排水の処理に伴う排出 浄化槽の使用に伴う排出
3	一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	自動車の走行 生活排水の処理に伴う排出 浄化槽の使用に伴う排出
4	ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコンの使用 カーエアコンの廃棄

## 1. 7 排出係数

本計画における温室効果ガスの算定については、法に基づき、算定項目ごとの活動量に排出係数を乗じて算出します。排出係数は法施行令第3条に定める数値とし、可能な限り直近の数値を用いることとします。

なお、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンについては、地球温暖化係数を乗じて、二酸化炭素の重さに換算します。地球温暖化係数とは、各温室効果ガスの温室効果をもたらす程度を二酸化炭素を基準として比較して表した係数を言います。なお、地球温暖化係数は法施行令第4条に定める数値とし、可能な限り直近の数値を用いることとします。

**算定式 = 活動量 × 活動量当たりの温室効果ガス排出係数 × 地球温暖化係数**